

武蔵浦和駅第 1 街区 B 1 棟（公益施設棟）における 工事現場火災事故の状況及び今後の予定について

独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）は、さいたま市の「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」の実現のため、さいたま市からのご要請に基づき、武蔵浦和駅前において第一種市街地再開発事業を施行しています。

この事業に関して、UR都市機構が発注し、戸田建設株式会社（以下「戸田建設」という。）が行っている第 1 街区 B 1 棟建設工事の工事現場において、平成 24 年 1 月 17 日に発生した火災事故の状況及び今後の予定について、下記のとおりお知らせいたします。

今回の火災事故により、近隣の皆様をはじめとするさいたま市民の皆様、さいたま市をはじめ関係者の皆様にご迷惑をおかけしており、深くお詫び申し上げます。UR都市機構及び戸田建設は、今後、速やかに火災事故による B 1 棟建物への影響等を調査し、さいたま市と今後の対処方法、スケジュール等について協議をさせていただき、できる限り早期に引渡しができるよう努力いたします。

記

1 市街地再開発事業の概要

別添パンフレットをご覧ください。

2 火災事故の状況

(1) 火災事故の経緯

平成 24 年 1 月 17 日（火）午前 10 時過ぎ（消防が調査中）

B 1 棟 7 階パイプシャフト・アラーム弁室（※）から出火

※給排水管・ガス管及びスプリンクラーの流水検知装置（アラーム弁）を収納するスペース。

平成 24 年 1 月 17 日（火）午後 1 時 26 分

さいたま市南消防署による消火活動により鎮火

(2) 火災事故の原因

B 1 棟 7 階パイプシャフト・アラーム弁室において、戸田建設工事作業員が溶接作業を行っており、溶接の火種がダンボールに移り、さらに冷媒管の保温材に引火し、火は床開口部を上下階に伝わり延焼した可能性が高いとさいたま市消防局から連絡を受けています。

(別図参照)

(3) 被災状況

死傷者：なし

焼損床面積：約 751 m²

(5階約 35 m²・6階約 24 m²・7階約 155 m²・8階約 313 m²・9階約 85 m²・10階約 120 m²・屋上 19 m²)

3 火災事故に係る建物調査について

(1) 1次調査

2次調査の範囲等を特定するため、目視観察により、部材及び建物の火害の程度の把握を行いました。

1月20日から22日にかけて行った予備調査を踏まえ、1月23日から25日にかけて行った1次調査の結果は別紙のとおりです。

(2) 第三者機関による2次調査

3月下旬(現時点での見通し)までの間、中立的立場の第三者機関による調査を実施し、具体的な補修方法等について検討いたします。

2次調査については、社団法人建築研究振興協会に依頼しています。

4 B1棟(公益施設棟)の引渡しについて

B1棟は平成24年4月13日にUR都市機構からさいたま市に引き渡す予定となっていました。今回の火災事故についての第三者機関による調査、さいたま市との協議及び補修工事の実施等により、引渡し時期が遅れることとなります。引渡し時期の遅れにより、さいたま市民の皆様、及びさいたま市をはじめ関係者の皆様にご迷惑をおかけしており、重ねて深くお詫び申し上げます。

なお、新たな引渡し時期等につきましては、さいたま市と協議したうえで決定したいと考えています。

お問い合わせは下記へお願いします。

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部 総務部 総務チーム

(電話) 03-5323-0087

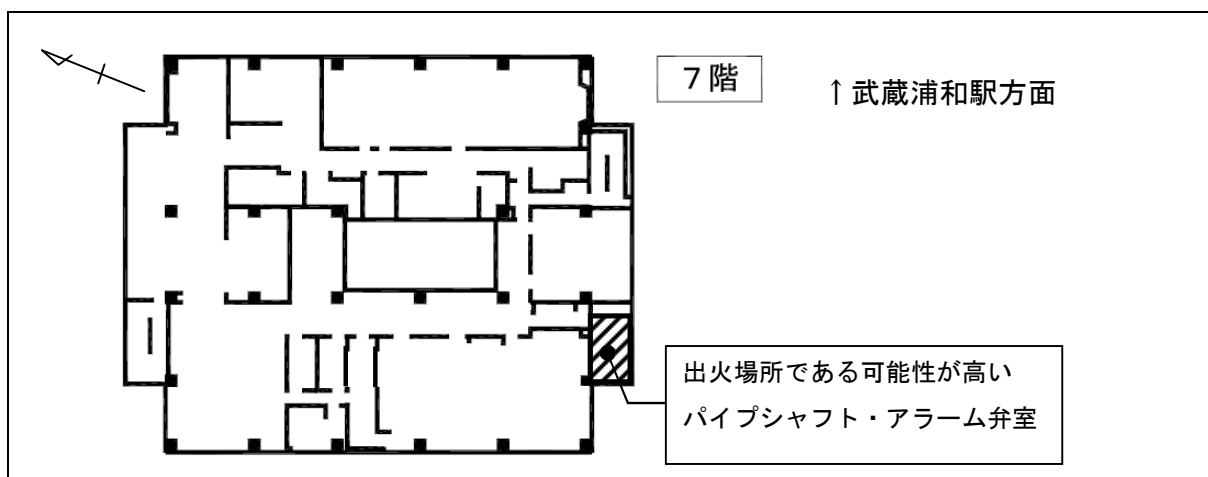
東日本都市再生本部 武蔵浦和再開発事務所

(電話) 048-839-1330

戸田建設株式会社

関東支店 総務部

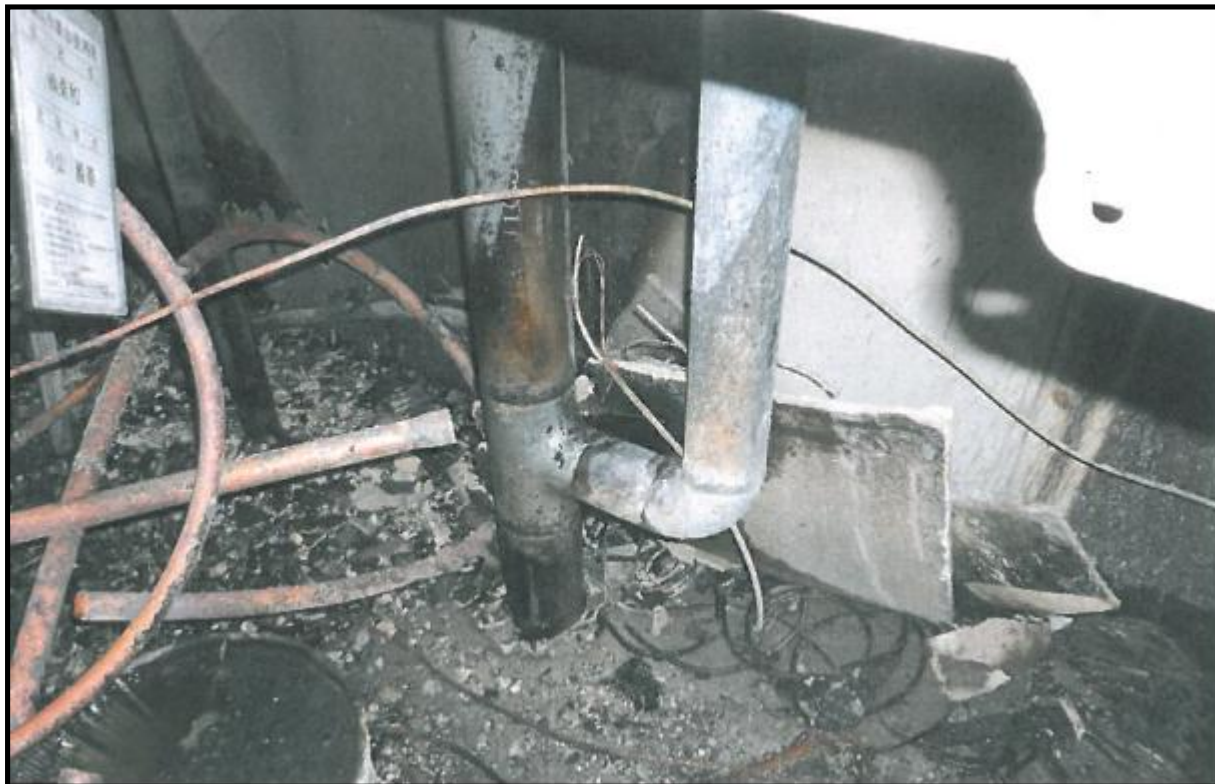
(電話) 048-827-1301



写真①：鎮火後の建物南側外部



写真②：鎮火後の7階パイプシャフト・アラーム弁室



写真③：鎮火後の7階パイプシャフト・アラーム弁室



武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業 B1・B2・B3-2BL 建設工事 B1棟火害1次調査の結果

1 構造部材

構造部材の火害としては、火元とされる7階パイプシャフト（以下 PS という）アラーム弁室が最も大きく、小梁鉄骨の耐火被覆の一部脱落やデッキプレートの変色などが確認された。これらは受熱による影響と考えられ、当該部分の上階にある8、9階のPSアラーム弁室においても同様の影響を受けている。

その他のPSアラーム弁室近傍の構造部材については耐火被覆が残存しており、目視調査では顕著な火害は確認できない。

2次調査においては、鉄骨部材やボルトなどを対象として健全度を判定するとともに、耐火被覆を一部除去してから詳細調査を行う必要があると思われる。

2 仕上げ部材

2-（1）内装仕上げ材

内装仕上げ材の火害としては、5階から10階までの階のPSアラーム弁室からの延焼や煙の拡がりによる焼損や内装仕上げ材料への煤（すす）付着などが多い。

激しい焼損が見られる7階以上のPSアラーム弁室に隣接する室内では、延焼による石こうボードの焼損、建具枠の変形、ガラスの割れなどが確認された。

5階から6階のPSアラーム弁室でも延焼が見られたが、隣接する室内への拡がりはいささか小さい。

仕上げ部材の焦げや煤の付着は、延焼部分に隣接する5階から10階の各室に見られるが、特に8階と10階では広い範囲に及んでいる。

さらに直接の火害ではないが、消火活動による「水濡れ」が消火直後に確認されている。目視調査では1月24日の時点で水濡れ（またはシミ）が残っている範囲を確認している。

2-（2）外装仕上げ材

火災発生場所である7階と8階以上のPSアラーム弁室は火災時の激しい熱により、押出し成型セメント板の損傷が激しく、目地材も焼失している。

外壁面は、アラーム弁室のガラリ（羽板を平行に取り付けたもの）部分などから流出した煙により、上層階のオープンシャフトの外壁面に煤が付着していることを確認した。

内装仕上げ材については水濡れによる影響に関して、また外装仕上げ材についても目視調査で健全性が判断し難い金属製建具・ガラス・シーリング材等に関しては、2次調査による確認が必要と考えられる。

3 設備部材

5階から10階のPSアラーム弁室では、設備配管や配線部材が焼損している。また、隣接する廊下や各室の設備機器、設備部材の一部に焼損、煤付着が見られる。特に、10階では受配電盤、非常用発電機、直流電源装置、排煙機などの内部へ煤が流入し付着している。

屋上に設置されている機器には煤の付着は見られない。

屋上のペントハウス内及びその近傍では設備配管と配線部材に焼損はあったものの、その他の場所においては主要設備機器、設備部材共に火害は見られない。

1階から4階までのPSアラーム弁室は設備配管と配線部材に、消火活動による水損や煤の付着が見られる。

目視調査では火害が確認できない部材についても、必要に応じて2次調査による確認を要するものと思われる。

以上